

## 船舶事故調査報告書

令和5年10月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和4年1月28日 22時50分ごろ
発生場所	宮崎県延岡市島浦島南方沖 <small>しまのうらしま</small> 島野浦島灯台から真方位175° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯32° 37.0′ 東経131° 49.5′）
事故の概要	漁船第五春日丸は、漂流中、機関室から火災が発生した。 第五春日丸は、機関室等に焼損を生じ、消火作業中に沈没した。
事故調査の経過	令和4年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五春日丸、19トン MZ2-3151（漁船登録番号）、有限会社春日丸 17.43m（Lr）×5.32m×2.03m、FRP ディーゼル機関、船内機、736kW（動力漁船登録票による）、 平成元年6月16日 4サイクル、回転数毎分1,450、6気筒、ボア170mm、使用 燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年2月7日 免許証交付日 令和元年8月20日 （令和7年2月6日まで有効） 機関長 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年4月18日 免許証交付日 令和2年10月5日 （令和8年4月17日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室等に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏

<p>事故の経過</p>	<p>本船は、まき網漁の網船であり、船長及び機関長ほか8人が乗り組み、まき網漁の目的で、令和4年1月28日19時30分ごろ、延岡市島野浦漁港を出港した後、宮崎県日向市沖の漁場を目指していたところ、先着した僚船から魚群がない旨の連絡を受けて漁場を変更し、22時40分ごろ島浦島南方沖で魚群調査をしながら、先行した僚船が戻るのを待つ目的で漂泊した。</p> <p>船長と機関長は、灯船の照明に映る魚影の種類を確認する目的で、右舷後部において釣りを始めたところ、22時50分ごろ、船長が異臭に気づき、機関長に機関室内の調査を指示した。</p> <p>機関長は、機関室に入ったところ、機関室左舷側の100V用発電機（以下「本件発電機」という。）付近から黒煙が生じていることを確認し、直ちに後部甲板に戻り船長に報告した。</p> <p>機関長は、機関室入口横に設置していた持運び式消火器を持って再び機関室に入ろうとしたが、機関室内には黒煙が充満して入れなかった。</p> <p>船長は、乗組員を指揮して、海水により消火作業に当たろうとしたが、前部甲板から炎が上がるのを見て消火不能と判断し、異変に気付いて近寄ってきていた僚船を舷側に横着けさせ、23時00分ごろ乗組員を移乗させるとともに、海上保安庁に本事故の発生を通報し、所属する漁業協同組合に救援を要請した。</p> <p>本船は、本船と共に行動していた僚船のほか、連絡を受けて地元消防団員を乗船させて来援した漁業協同組合所属漁船及び海上保安庁の巡視船艇によって消火作業が行われたが、29日00時45分ごろ、沈没した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の同型船、写真2 火災の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関長は、出港前に機関室内を点検していたが、異常は認めなかった。</p> <p>機関長は、異臭の原因を確認する目的で機関室に入った際、本件発電機付近から黒煙が生じていたので、本件発電機から出火した可能性が高いと思った。</p> <p>本船は、機関室内には本件発電機のほかに、船尾側中央に主機、右舷側に200V用発電機が設置されており、事故発生時は全て運転状態であった。（図1参照）</p>

	<div data-bbox="651 230 1321 734" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="858 734 1145 772" data-label="Caption"> <p>図1 機関室主要配置</p> </div> <div data-bbox="547 835 1428 913" data-label="Text"> <p>本船の主機は、平成30年1月に新替えされ、作動は良好であった。</p> </div> <div data-bbox="547 929 1428 1108" data-label="Text"> <p>本船の200V用の発電機は、令和3年2月に新規交換され作動は良好であり、また、本件発電機は、本事故の約10年前に交換されて以降、乗組員による整備も定期的に行われ、本事故時まで作動は良好であった。</p> </div> <div data-bbox="547 1124 1428 1202" data-label="Text"> <p>本船は、機関室内に火災探知器及び自動拡散型消火装置が設置されていなかった。</p> </div> <div data-bbox="547 1218 1428 1296" data-label="Text"> <p>機関整備業者によれば、発電機から出火する一般的な要因として、以下の3点が考えられるとのことであった。</p> </div> <div data-bbox="579 1312 1340 1444" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発電機のベアリング破損等による過熱、発火</li> <li>(2) 定格出力を超える電力使用（過負荷）による過熱、発火</li> <li>(3) 発電機のコイルの塩害等による短絡</li> </ul> </div>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、島浦島南方沖で主機及び2台の発電機を運転しながら魚種の確認の目的で漂泊中、本件発電機から出火したものと推定される。</p> <p>本船は、機関長が本件発電機付近から黒煙が生じているのを目撃したことから、本件発電機から出火し、延焼が進んで機関室全体の火災に至った可能性があると考えられるが、本船が沈没しており、火元や可燃物の特定、延焼の状況等を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、島浦島南方沖で主機及び2台の発電機を運転しながら漂泊中、本件発電機から出火したことにより発生したものと推定される。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船舶所有者は、法令により火災探知器及び自動拡散型消火装置の設置が求められる船舶以外の小型船舶にあっても、火災の発生を速やかに探知し、速やかに消火できるよう、機関室には火災探知器及び自動拡散型消火装置を設置することが望ましい。</li></ul>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付図1 事故発生場所概略図

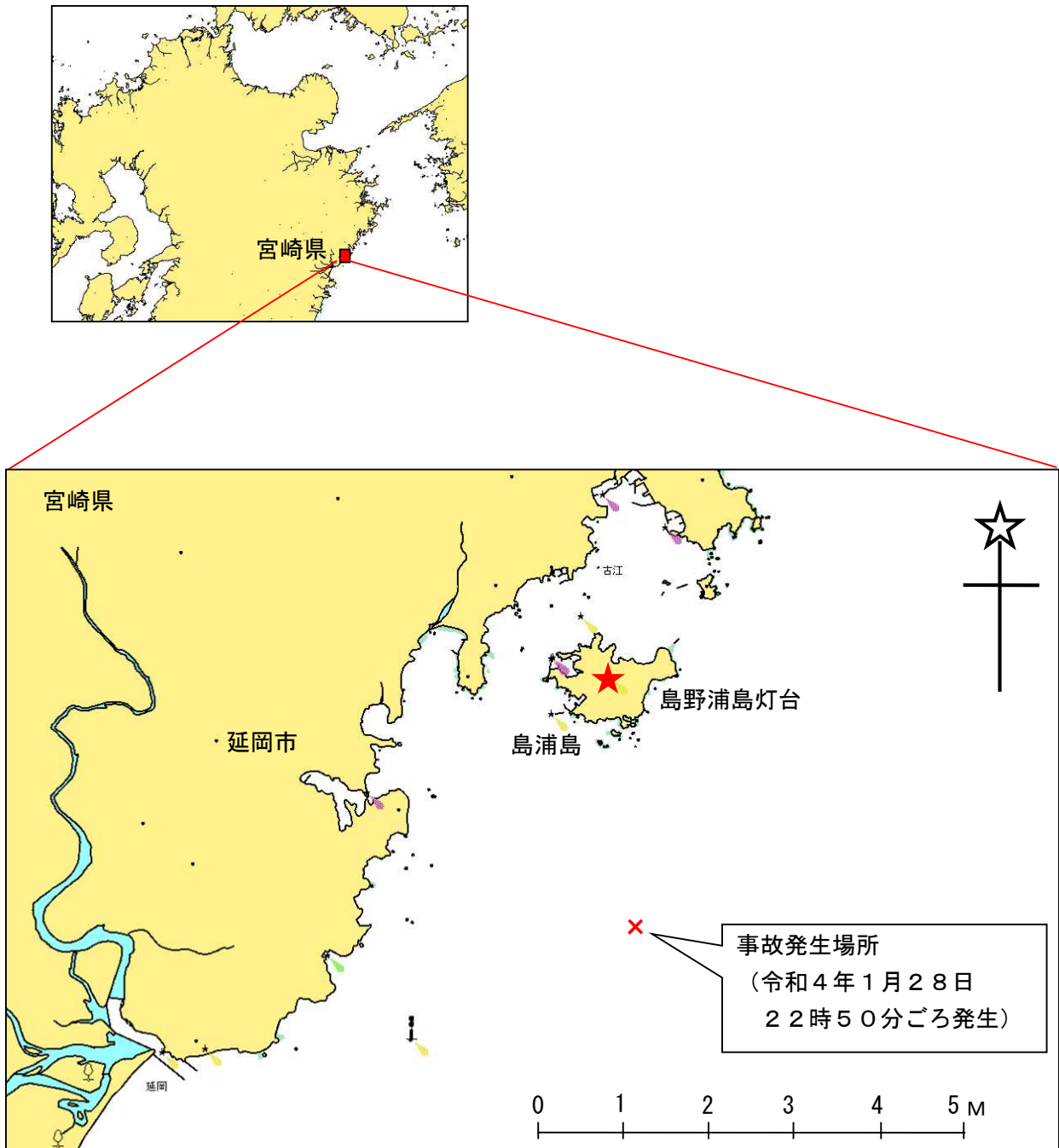
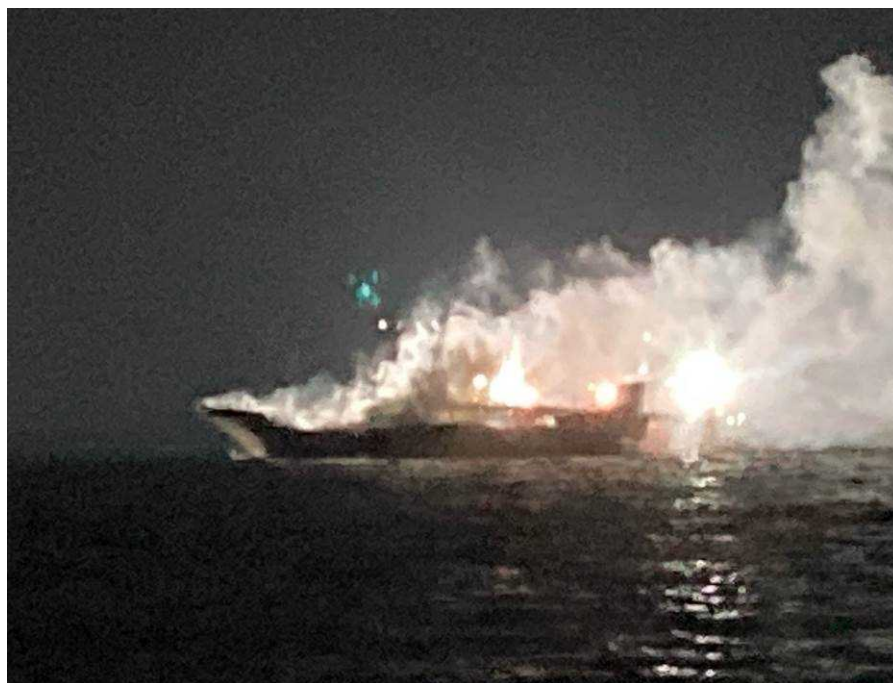


写真1 本船の同型船



写真2 火災の状況



(海上保安庁提供)